

○追手門学院大学大学院修了要件における在学期間の短縮に関する取扱要項

2013年7月22日

制定

(目的)

第1条 この取扱要項は、追手門学院大学（以下「本学」という。）が教育的配慮の下に本学大学院学則第11条第1項の規定に基づき、大学院学則第9条第4項により単位認定した者及び「本学学部学生の大学院科目履修に関する特例措置」該当者の大学院修士課程または博士前期課程の修了要件における在学期間を短縮して修了することを目的とし、必要な事項について定める。

(成績基準)

第2条 第1条に規定する者とは、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 別に定める「本学学部学生の大学院科目履修に関する特例措置」該当者で、学部4年次において指定された履修科目を8単位以上、かつ、成績評価が「良」（70点）以上で修得して大学院に入学した者。
- (2) 別に定める「本学学部学生の大学院科目履修に関する特例措置」該当者で、学部4年次において指定された履修科目を8単位以上修得して入学し、修士課程にあつては前期末時点で16単位以上が、また、博士前期課程にあつては、前期末試験における16単位相当の成績評価がそれぞれ「良」（70点）以上である者。
- (3) 大学院学則第9条第4項により修得したとみなす単位数が15単位かつその修得に要した期間が1年以上かつ研究科委員会の承認を得た者。

(修士論文)

第3条 大学院修士課程または博士前期課程の修了要件における在学期間を短縮して修了しようとする場合、指導教員の承認を得て修士論文計画書をあらかじめ提出し、特に前条(2)における成績認定を受けた者は、集中的に指導を受けることにより、修士論文を提出しなければならない。

(履修)

第4条 大学院修士課程または博士前期課程の修了要件における在学期間を短縮して修了しようとする場合、大学院授業科目及び履修方法等の詳細については、本学大学院学則等の定めるところによる。

(所管部署)

第5条 この取扱要項に関する事務は、教務部教務課で行う。

(規程の改廃)

第6条 この取扱要項の改廃は、大学院委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この取扱要項は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、2021年4月1日から施行する。